

江別市本庁舎建設基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本庁舎の整備に向けた基本計画（以下「基本計画」という。）について検討を行うため、江別市本庁舎建設基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 基本計画についての検討に関する事項
- (2) その他基本計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種関係団体の推薦を受けた者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する任務が終了するまでとする。

(会長)

第5条 検討委員会に会長を置き、学識経験者の区分により委嘱された委員のうちから委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議事進行は、会長が行う。

3 会長は、必要に応じて職員又は関係者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、総務部調整監付（庁舎耐震化担当）において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。
(会議の招集の特例)
- 2 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。